

令和2年度第2回 青森市男女共同参画審議会 会議概要

【開催日時】 令和2年12月21日（月） 10時00分～11時10分

【開催場所】 青森市役所議会棟4階 第1・2委員会室

【出席委員】 青山直人委員、加藤健榮委員、佐藤恵子委員、佐保美幸委員、
千田晶子委員、成田耕造委員、辺田幸子委員、三浦博美委員《計8名》

【欠席委員】 木下晴耕委員

【事務局】 市民部長 坪真紀子、市民部次長兼行政情報センター所長 柿崎哲男、
人権男女共同参画課長 木村久美子、主幹 宮城武、主査 小笠原誉史、
主事 寺田敦子

【次第】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 組織会
(1) 会長選出
(2) 副会長選出
- 5 審議会
(1) 議題
青森市男女共同参画審議会の位置付け
「青森市男女共同参画プラン」の概要
(2) 意見交換
- 6 閉会

【議事要旨】

組織会

委員の互選により、会長に佐藤恵子委員が、副会長に成田耕造委員が選出された。

審議会

「資料1 青森市男女共同参画審議会の位置付け」に基づき、青森市男女共同参画審議会の位置付けについて、「資料2 青森市男女共同参画プランの概要、青森市男女共同参画プラン」及び「資料3 令和2年度 青森市男女共同参画プラン推進状況報告書」に基づき、「青森市男女共同参画プラン」の概要について、事務局から説明。

《質疑応答》

(会長)

資料3のNo.14、「子宮頸がん検診・乳がん検診受診率」について、ほかと比較して達成率が目立って低いが、何か理由はあるか。

(事務局)

子宮頸がん検診は20歳以上の女性、乳がん検診は40歳以上の女性が分母になっているが、分子の検診受診者は国保の方や生保受給者などとなっており、職場での検診等は含まれていないため、100%にはならない算定の仕方になっている。

(会長)

今後、目標値の設定等について、変えていった方がよいと思う。

(事務局)

令和5年度までは現行の指標とするが、次期プランで検討していきたいと思う。

(委員)

資料3のNo.12、「社会活動に参加したことがある市民の割合」のなかには、PTA活動は含まれているのか。

(事務局)

含まれている。

(委員)

資料3のNo.16、「青森市DV相談支援センターの周知度」について、達成率が132%と非常に高く、また、青森市のDV相談件数が604件と非常に多いことから、相談しやすい状況になってきているのではないかと考えるが、そのような解釈でよいか。

(事務局)

市の配偶者暴力相談支援センターでは、一つの場所で全ての手続きが完了するワンストップ支援を行っていることもあり、いろいろな広がりを見せて相談件数が毎年増えている。今年度も10月末時点で昨年度より100件程度増えており、周知が図られていると考えている。

(委員)

資料3のNo.2、「男女共同参画に対する満足度」について、達成率が72.5%と高いが、目標値が16.0%と低いので、達成率だけではなく、目標値が低い項目にも注目して、事業を強化していく方がよいと感じた。

《意見交換》

(会長)

今回の審議会では、新型コロナウイルスによる女性に対する影響について、委員それぞれのお立場から、ご意見を伺いたい。

(委員)

人権相談の関係では、常設相談所と市役所や浪岡総合保健福祉センターで行っている特設相談所があるが、法務省からの通達等もあり、4月から6月末まで中止していた。新型コロナウイルス関連の相談件数は公表していないが、非常に大きな影響があったと思う。

(委員)

NPO 法人の活動と指定管理について、まず、女性に限らず講座数も参加者数もちろん減った。女性からは、「人との交わりの場や出掛ける場がなくなった」「出掛けたいけど人に会えない」というようなストレスの部分感到非常に感じた。

相談事業については、女性相談では数は少ないが、「コロナ禍で解雇された」「夫がまとわりついて大変だ」などの相談があった。性的マイノリティの相談では、そもそもコミュニティが少ないなかで、「参加できない」「開かれぬ」という相談をされる方がいた。

ほかには、市民や団体の会員などがオンラインに興味を持たれているので、私どもの方でもオンラインに挑戦して場を広げている状況である。

(委員)

中学校の現場では、子ども達は男女関係なく同じように5月下旬まで自宅で遠隔授業を受けたり、やっと学校に集まってもソーシャルディスタンスをとって生活しなければいけなかったり、ストレスのかかり具合は男子も女子も変わらないと思う。学校が始まって、そのなかに ICT などを取り入れながら授業ができていて、子ども達は落ち着いてきている。

ただ、学校で心配している一つとして、ひとり親家庭の方であるが、「コロナ禍で働きに行けなくなった」や、どうしても働きに行かなければいけないなか、「子ども達だけを残して遠隔授業やコンピューターとかを触らせることに関して不安に感じている」などの声があった。

ほかには、修学旅行を決定するときでも、その検討のなかで、保護者の方からは様々なご意見をいただいた。

(委員)

特別、女性に限った話ではないが、新町の商店街では飲食店が過半数を超えており、コロナの大打撃を受けている。なかには、全店舗を閉じてしまった飲食店もある。

新町でプレミアム商品券を販売した日に、たくさんの高齢者の方が行例に並んだことがあった。新町に住んでいる多くの高齢者の方は、車などの足がないため、そういった方々のためになればという思いで、コロナ禍でも一生懸命商売している方もいると思う。

(委員)

全国のハローワークに相談があった事業所などの情報によるが、青森県の実情を見ると、11月20日現在で解雇などの見込みのある労働者数は1,316人、うち非正規の方は511人、約38.9%となっている。業種別では、最も多いのが製造業で、続いて宿泊業、飲食業となっている。県内の実情だけ見ると、非正規の女性を中心とした雇用調整とも言えない状況と分析している。

また、12月がハラスメント撲滅月間となっており、青森労働局では3月まで特別相談窓口を設けている。職場におけるパワーハラスメント対策については、大企業が今年6月から義務化されており、中小企業が令和4年4月から義務化されるが、職場におけるいじめ・嫌がらせが1,000件を超える高い水準で推移しており、いじめ・嫌がらせの相談が多く寄せられているという現状を踏まえ、ハラスメント特別相談窓口を設けて対応している。

もう一つ女性ということでは、妊娠中の女性労働者について、コロナの感染リスクが高い

仕事に就いている方は不安やストレスにより母体への健康に影響することが考えられることから、医師に相談いただき母性健康管理指導事項連絡カードというもので医師に証明をいただいで事業主に申し出すれば、安心してお休みできるような特例措置が受けられる。さらに、特別休暇制度を会社に設けていただいで有給扱いでお休みいただくのが一番安心であるため、事業主のための助成金制度についても周知している。

ほかには、女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て支援や女性活躍に積極的に取り組んでいる企業には、認定制度をご活用いただいている。このような厳しい状況においても、今年度は、昨年度を上回る認定申請があり、特に福祉関係の企業から認定申請をいただいている。

(委員)

青森市 PTA 連合会では、年間を通して様々な会議があるが、ほとんどが書面でのやりとりとなり、役員側の負担がとて多く、スケジュールが大幅にずれ込んでしまった。

また、家庭・学校に関しては、子どもが9月に函館に修学旅行を予定していたが、コロナの関係で延期になり、最終的に八戸に行くことになった。学校と旅行会社は、日程調整などとても大変だったと思うが、子どもに何とか思い出を作ってあげることができたので、本当に感謝している。残り数か月で卒業になるが、運動会は短縮、学習発表会も中止になり、「何で今年に限って」という思いはあるが、学校の方には、消毒などの感染対策や、行事に関しても配慮していただき、本当に感謝している。

(委員)

新型コロナの女性への影響について、宿泊業、飲食業、旅行業、医療、福祉などの産業で働いている女性、特に非正規雇用の女性への影響は大きくなっているのではないかと考えられる。加えて、ひとり親家庭や、2人家族で女性と高齢の母親の家族、あるいは、独身女性の年金受給者で非正規の女性などが、雇用調整の影響を受けてしまえば、より深刻な状況になっていくのではないかと思う。

ほかには、家庭のことで考えると、固定的性別役割分担意識が高く、男性の育児協力が得られないと、女性が休業して家事・育児を負担しなければいけなくなることが想定されることから、できるだけ男性の家事・育児への参加を促進させていくことが必要だと思う。

(会長)

これまでの委員の方々のご意見から、コロナによる影響は男性にもあるが、女性に対するマイナスの影響がより大きく、男女共同参画に関わる課題が多いことが指摘できると思う。当審議会の役割を踏まえ、解決に向けて委員の皆さまと共に尽力していきたいと考える。

事務局報告

「資料4 青森市男女共同参画審議会 開催スケジュール」に基づき、今後の開催スケジュールについて、事務局から説明。

《質疑応答》

質疑なし